

全国母子生活支援施設協議会
改正児童福祉法、困難な問題を抱える女性支援新法のもとで、
母子生活支援施設が果たす役割と機能、および課題

1. 母子生活支援施設が果たす役割

- 予期せぬ妊娠に戸惑い産前・産後の不安を抱える女性や、親と離れて暮らす子ども、さまざまな生きづらさを抱えながら一人で子育てに悩む保護者などに対して、地域社会のなかで生活に密着した支援を幅広く展開していく必要がある。
- 母子生活支援施設は、唯一、親子が分離されることなく、母と子を一体的支援することができる児童福祉施設であり、改正児童福祉法がめざす「市区町村における子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化」に向けて、これまで施設利用者（母子）への支援（インケア）で培った専門性を展開できると考えている。

2. 母子生活支援施設が有する機能

（1）職員の専門性

施設長	人事・労務のマネジメントや施設運営においてリーダーシップを発揮し、支援機能の維持・向上を図る。
母子支援員	自立支援計画をののもとで、世帯（母子）に寄り添いながら主として相談支援（ソーシャルワーク）による支援の中核を担う。
少年指導員 （事務員兼務）	主として子ども支援を通じて世帯支援を行うとともに、施設における事務作業を担う。
保育士	施設内保育等を通じて、主として低年齢児への保育および子育て支援を行う。
心理療法担当職員	母子支援員・少年指導員と連携して、入所している母子に対する心理療法等の支援を行う。（地域の母子世帯への支援も可能）
個別対応職員	被虐待児童等、個別の対応が必要とされる子どもに対する1対1のケアや、その保護者（母）への支援を行う。
調理員等	施設内保育を実施する施設において、栄養バランスのとれた献立や食事を提供する。
自立支援担当職員	入所中の進学・就職等の自立を支援するとともに、退所後のアフターケアを担う。（地域の母子世帯への支援も可能）

(2) 母子生活支援施設で展開される支援

① 産前・産後支援～すべての子どもが希望をもって生まれ育つ社会に～

- ・ 母子生活支援施設では、社会的な課題である 0 日死亡事例の防止や特定妊婦への支援について、妊娠期から産前・産後、親子関係構築において専門的な支援を提供し、入所や緊急一時保護による特定妊婦等の安心・安全な出産と愛着形成の支援を通じて虐待を防止するとともに、包括的支援（経済的・法的支援、日常生活支援等）によって、子どもと母親の地域での継続的な生活を支援する。

(産前・産後支援に関する母子生活支援施設の実践例)

- 母子健康手帳発行から始まる母子保健による把握機会と支援から漏れてしまうことが多い特定妊婦等に対し、緊急一時保護を利用して出産支援を行い、出産後、母子生活支援施設の入所利用を通じて自立支援を行い地域生活に移行した。
- 女性健康支援センター（妊娠葛藤相談窓口（妊娠相談ほっとライン、妊娠 SOS など））や乳児院や病院（助産施設）等の他種別とのネットワークづくりと母子生活支援施設の機能を活用した連携・協働体制を構築し、特定妊婦を支援した。
- ハイリスク妊婦（未受診妊婦等）の出産後、子が一時保護に至ったケースにおいて児童相談所と母子生活支援施設が連携し、短期利用（1～3 ヶ月）により愛着面や母親の育児手技等の養育力のモニタリングを実施した。その結果が児童相談所の一時保護解除や家庭復帰の判断材料のひとつとなっている。
- 母子生活支援施設に産前・産後専門職員（保育士・社会福祉士・助産師等）を配置し、チームアプローチによる相談対応（365 日 24 時間）及び生活支援を実施している。
- 母子生活支援施設において、10 代の若年妊婦が相談につながりやすいようホームページや LINE・Twitter 等の SNS を活用して、妊娠や出産に関する様々な相談に対応している。10 代からの相談件数が一番多く（45.2%）、25 歳以下まで合わせると全体の 71.9%（R2.7.1～R3.9.9 現在）と若年層の割合が最も高い。
- 10 代の妊娠相談が多い現状を受け、中学校・高校と連携し性教育および啓発活動を実施し予防に向けた取組を行っている。
- 母子生活支援施設と妊娠相談窓口のネットワーク構築の取組として、予期しない妊娠に悩む若年女性は、比較的、大都市圏に多いと予想されるため、東京・大阪・福岡の母子生活支援施設と妊娠相談窓口とが連携し、協働体制の枠組み作りの検討を行っている。

② アフターケアを含む地域支援～地域における子育て世代の支援拠点として～

- ・ 母子生活支援施設では、家庭養育を地域で支援するため、これまで培ってきた専門性を生かして、里親家庭を含む、地域におけるすべての子育て家庭の養育支援と、生活や就労等にかかわる相談支援（ソーシャルワーク）により、家族の自立を支援する。
- ・ 地域の子育て支援にかかわる事業に取り組むことは、ハイリスクアプローチ（要保護・要支援世帯の支援）からポピュレーションアプローチ（児童虐待等の予防支援）への施設機能の展開として重要であると考えられる。

（地域支援に関する母子生活支援施設の実践例）

- 地域支援としてトワイライトステイや緊急一時保護事業を活用した産前・産後母子支援を行っているほか、地域における公益的取組の一環として、アフターケアや学童保育、地域子どもへ無料学習塾、フードパントリー等を実施している。
- 母子生活支援施設が、地域の子ども食堂や社会福祉協議会など様々な組織と連携し、地域の要保護・要支援世帯が孤立しないよう、また、虐待防止のために、食の支援を通じたソーシャルワークを目的とした事業を行っている。
- 都内3つの母子生活支援施設では、子育て短期支援事業（「トワイライトステイ」「ショートステイ」「要支援ショートステイ(都独自事業)」「休日デイ(区独自事業)」）を実施して、出産時の入院や養育不安の際のレスパイト利用等による地域の子育て家庭を支援している。また、千葉県内では、母子や単身女性が利用できるショートステイを実施している。
- 地元の民生委員児童委員協議会と母子生活支援施設の協働による無料学習塾を実施している。また、民生委員・児童委員と社会福祉協議会、母子生活支援施設の協働による「子ども民生委員」を実施している。
- サテライト型施設を活用して、地域のひとり親家庭の子どもへの保育（3歳未満児15名定員）を実施している。また、子育てサロン・サークル、子育て相談、地域の中学生を対象に学習支援と居場所支援を実施している。
- 地域の「ひとり親家庭支援ネットワーク」を構築し、情報発信や情報交換を行っている他、「ひとり親家庭電話相談窓口」を実施している。
- 児童家庭支援センターにおいて、地域の要保護・要支援世帯や里親家庭等へ支援の他、訪問・来所・電話相談やカウンセリング、学習支援、専門機関への同行、児童相談所からの指導委託による支援、施設入所の提案など多岐にわたる業務を行っている。母子生活支援施設が行なうことで、施設退所者アフターケアや地域のひとり親家庭への支援を行うことに有効である。

③ 親子関係再構築支援～分離しない支援からつながりの回復をめざして～

- ・ 母子生活支援施設では、インケア期間中に積極的に母子の関係再構築を図るだけではなく、例えばきょうだいが乳児院や児童養護施設に入所している場合において、母子生活支援施設での面会交流や外泊などを通じて、他施設で生活する親子の関係調整を行い、円滑な親子関係の再構築に向けた支援を実施している。
- ・ 母子生活支援施設における親子関係再構築支援は、パーマネンシー保障に貢献する。

(親子関係再構築支援に関する母子生活支援施設の実践例)

- 児童養護施設等から家庭復帰する過程において、母子生活支援施設で再構築支援を行うことを想定し、児童養護施設と母子生活支援施設で親子関係再構築支援の合同勉強会を実施している。
- 母子生活支援施設への入所時、きょうだいが乳児院や児童養護施設等に入所しているケースについて、早期の再統合を目指した家族関係の調整を児童相談所と連携して実施している。併せて、面会交流や母子生活支援施設への外泊等、家庭復帰に向け児童養護施設等と協働して取り組んでいる。
- 子どもが乳児院や児童養護施設、母親が婦人保護施設などに入所している場合など、母子ともに母子生活支援施設に入所させて親子関係の調整を行い、円滑な親子関係の再構築に向けた支援を実施している。